

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人碧南市社会福祉協議会 棚尾保育園		種別：保育所
代表者氏名：長谷部 雅美		定員（利用人数：160名（145名）
所在地：愛知県碧南市汐田町5丁目34番地		
TEL：0566-41-0897		
ホームページ：https://www.tanaho@hekinan-shakyo.jp		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成22年4月1日（社協へ移管）		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人碧南市社会福祉協議会		
職員数	常勤職員 21名	非常勤職員：6名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士 27名	小学校教員 2名
	幼稚園教諭 23名	調理師 1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室：6 遊戯室：1 乳児室（ほふく室含む）：3 調乳室：1 沐浴室：2 調理室：1 医務室：1 職員室：1 休憩室：1	便所：7 倉庫：6 砂場：2 ジャンゲルジム：1 ブランコ：2 鉄棒：1 雲梯：1 アスレチック：1

③理念・基本方針

（理念）

子どもの人権や主体性を尊重し、保護者から信頼され地域から愛される保育園をめざす

（保育目標）

心身ともにたくましくよく遊ぶ子ども

- ・命の大切さがわかり、自ら安全に行動できる力を身につける
- ・体を十分動かす楽しさを知り、頑張れる強い心と体をつくる
- ・友達とよく遊び、協力する態度を養う
- ・自然に親しみ、やさしい気持ちを育てる
- ・自分の気持ちや考えをはっきりと言える態度を養う
- ・遊びを通して、創意工夫する能力を養う
- ・健康で豊かな生活を送るための食生活に関心をもてるようにする

④施設・事業所の特徴的な取組

（保育園の概況）

・ 保育園は幹線道路から一筋中に入った住宅や工場が点在する中に位置している。保育園は昭和26年に現在地に新築移転をし、平成22年碧南市社会福祉協議会に移管され開所から70年余りの歴史を有する。周辺には、公民館や小学校、寺や公園などがあり、触れ合いや憩いの場ともなっている。園庭には、桜などの樹木があり、保育園に居ながらにして四季の移ろいを感じ取れる環境にある。

（保育サービスの実施状況）

・ 生後4か月から5歳児の保育を実施し、開所時間は7時30分から19時である。
・ 就学前の子どもと保護者を対象とし園庭開放を実施している。開放時間は平日午前9時から12時、午後13時から15時である。
・ 子育て支援センター（すくすくひろば）が併設され、開催日は月曜から金曜日の午前9時から12時、午後13時から15時であり、内容は育児相談や身体測定、誕生会などを実施している。
・ 外国籍の家庭には、ルビ付きの書面や母国語に対応した書面を提供したり、翻訳機を用いたり通訳を介してコミュニケーションを図るなどの対応をしている。

（地域との繋がりや触れ合いを取り入れた保育）

・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては保育園管理案や保育の全体的な計画に位置付け、実践活動として実施している。
・ 施設長は青少年育成会議、交通安全クラブなど地域の会合や公民館行事、地域の祭礼に出席をし、学校関係者や民生委員、町内会総代など地域の代表との情報交換をし地域との関わりを図るように心がけている。また、地区行事にボランティアとして協力をしたり参加をしたりして、地区の住民との繋がりを持てるように努めている。毎月、主任児童委員の訪問があり、子どもや地域についての情報交換をし地域との関りを図るようにしている。
・ 公民館祭りに園児の作品の展示をしたり、夏祭りや運動会など保育園行事に地域の老人会や人々を招待して交流を図り、保育園や子どもの理解を得る機会としている。また、地域の老人会との交流であるふれあい農園で玉ねぎやさつま芋などの収穫体験をしたり、農業活性化センターあおいパークでの大根や人参などの収穫体験を通して地域との関りを大事にしながら交流を図るようにしている。
・ 市内や市外の中学校との職場体験の受け入れや小学校見学を通して学校との交流を図っている。また、社会資源の情報提供として、地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動をしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年 7月 7日（契約日） ～ 令和5年 3月31日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	3回 （平成 23年度、平成 30年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

(管理者のリーダーシップが発揮)

- ・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、副園長と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。
- ・子ども像として、「心も身体も元気でよく遊ぶ子」を掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるために子どもと共に遊びを通してモデリングを示しながら指導力を発揮している。「遊べる園長先生」として子どもからの人気も高い。
- ・『「やってみよう」という意欲、「楽しい、うれしい」という気持ちがたくさんある保育園を目指していく。安心して過ごせる場所を目指していく。』を本年度の重点努力事項に設定し、また、幼児のテーマ「事例を通して、気になる子どもの理解、保育士の援助方法を考える」、乳児のテーマ「ていねいな保育について学び、実践に取り入れていく」を本園の研究テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備や子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- ・自然発生的に異年齢で遊んだり、遊びや生活を通して意図的に異年齢で交流できるような環境や保育の内容を設定し、異年齢の関わりを大切にする取り組みをしている。
- ・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。木製の大型遊具での遊びは冒険心をくすぐる人気の遊び場となっている。
- ・園庭には四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。カブト虫やメダカなどの飼育や、草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、食育計画を基に、夏野菜などの収穫体験、玉ねぎやとうもろこしの皮むきやそらまめのさや取りなどを取り入れた保育に取り組んでいる。
- ・公民館に園児の作品を展示したり、遊びや玉ねぎ、さつま芋などふれあい農園での収穫体験を通して老人会と触れ合いを図っている。また、公共のバスを利用して交通公園や水族館へ行ったり、農業体験施設で大根や人参の収穫体験をするなど、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるようにしている。
- ・小学校とは小学校見学などを通して交流を図るようにしているが、コロナ禍においては、ビデオを通しての交流が図れるように心積もりをしている。
- ・地域の人々を招いて実施している夏祭りには、5歳児が考えたお化け屋敷で主体的に活動する姿は、4歳児など年下の子どもの憧れともなっている。また、臨海公園や明石公園への遠足、消防署見学での地震体験など5歳児ならではの活動として年下の子どもの憧れとなっている。

(特別支援を要する子どもについての個別指導計画)

- ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、言語聴覚士や作業療法士の訪問や指導、助言なども受けている。
- ・気になる子や特別支援を要する子どもの保育については、個別指導計画に基づいて保育を行い、クラスの指導計画の中に活動や人との関わりなどを位置づけ、クラスの一員として生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。また、保育士間での保育方法の共有や子ども集団への参加などについて相互に検討する機会を図ったり、気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中に位置づけられ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で整合性のある内容になるような工夫をしている。
- ・保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、必要に応じ保護者に同意を得て専門機関への同行も可能としている。

◇改善を求められる点

(単年度の計画の具体化)

- ・中・長期計画に基づき、保育内容、安全、地域との連携など具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定しているが、収支の数値化までは至っていない。
- ・中・長期計画の具体的内容を実現可能とするために、単年度の事業内容をより明確に示し、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価受審に向けては、前回の受審で学んだことを一つでも生かし、できるところから改善していこうと取り組んできました。園運営については一つ一つを見直しをし、保育内容については、多くのマニュアルを見直して整備し直す中で、職員間で周知できていない内容を見つけることができました。マニュアルはあるだけでなく活用・周知をしてこそ生きてくるのだと再認識し、マニュアルの生きた活用の仕方を今後の課題としていきたいと考えています。

また、園の評価をするにあたり、園長副園長・保育士間で何度か話し合いをする機会をつくり、各種マニュアルや保育内容の確認を行いました。長時間保育の子どもが多く、保育士の勤務体制も多岐にわたる中、話し合いの時間を持つことは大変でありましたが、話し合い、意見を交換し合うことが職員の意識や意思の統一・知識の広がりにも繋がり、保育の質の向上に向けていけるということも実感できました。

訪問調査の際には、事業計画の意義や重要性・計画の立て方のポイント等を教えていただき、とても勉強になりました。今回、園として作成したものではまだ不十分であり、数値化をして実現へ向けて具体化していくことが重要であることを学びました。また、そのためには中長期計画をしっかりと立て、それが実現可能となるよう行動を起こすこと、職員や保護者にも示していくことが必要であることも学びました。一つ一つ改善に向けていきたいと思っています。

評価結果の中で「子どもが主体的に活動できる環境の整備」、「子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開」を高く評価していただいた点につきましては大変うれしく思います。今年度は園長始め全職員で“「やってみたい」という意欲、「楽しい、うれしい」という気持ちがたくさんある保育園を目指す”ということを目指して日々努力してきました。今回それを認めていただいたことを自信として今後の保育の糧とさせていただきます。また、コロナ禍で控えていた行事や異年齢児間の交流・地域の方とのふれあいなど、乳幼児期に重要な人と人とのつながりを取り戻しつつ、今一度それぞれの行事や保育の在り方を見つめ直していけたらと考えています。

今後も、この評価結果を真摯に受け止め、保護者のアンケートでいただいたご意見も大切にしながら、碧南市社会福祉協議会保育所のキャッチフレーズ「子どもの笑顔・親の安心～子どもには楽しい場所、親には頼れる場所～」を目指し、家庭と保育園が一体となって子育てを考えていく場となることを目指して努力していきたいと思っています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① ・ b ・ c
<コメント>			
・ 碧南市立保育園の保育理念と基本方針、保育目標を基に、社会福祉協議会が目指す保育の方向性を目指した棚尾保育園の保育理念と基本方針、目標を確立し、明文化している。 ・ 理念や基本方針、保育目標は、福祉サービスの内容や特性などを踏まえて保育所の使命や目指す方向性が明記され、職員の行動規範となるような具体的な内容が示されている。 ・ 理念や基本方針は、保育園管理案や重要事項説明書、ホームページ、保育園のパンフレット、保育園だよりなどに記載されている。また、見やすいように表記した掲示物を、玄関や掲示板、職員室や保育室、遊戯室などに掲示し、視覚的な周知を図っている。 ・ 職員には年度当初、保育園管理案を配布し、会議や研修会、保育活動展開などの折に周知を図っている。会議に参加できなかった保育士や短時間雇用パート職員には文書を配布したり、会議録の閲覧や掲示などをして、周知を図るようにしている。 ・ 保護者には、保育園の事前見学や新入園児説明会、入園式や父母の会総会で入園に関する資料を配布し説明をしている。また、園だよりを発行し折に触れて周知を図るようにしている。保育園見学者にはパンフレットを配布したり、市役所や社会福祉協議会子育て支援センター、地域の公民館にも設置して広域的な情報提供を図っている。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> ・市や社会福祉協議会からの情報を得て、市全体の動向や事業経営の動きなどを把握している。また、青少年育成会議や教育懇話会、交通推進協議会などの会議や公民館などの行事に参加し、情報交換や連携を図ることで地域の特性や変化を把握するように努めている。 ・保護者の就労率が高く、それに伴い3歳未満児の入所や長時間保育希望などのニーズが増加している状況であるが、地域の住宅状況、家族構成や人口動態、保育ニーズなどを把握した棚尾保育園としてのデータ化や分析までには至っていない。また、長時間保育のゆとりある保育体制維持のための短時間雇用パート職員の確保やコロナ禍においては、ゆとりある労働環境や安心して過ごせる保育環境の保持に向けて緊急時における職員体制や職員の確保を課題としている。			
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉠ ・ b ・ c	
<コメント> ・運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、職員会議等で検討し、課題や問題点を明らかにして次年度に反映させるように努めている。また、保育環境については社会福祉協議会と具体的な協議を重ねながら、実現化に向けての取り組みをしている。 ・職員の充足は、担当課と協議をしたり公募やポスターなどの掲示をしたり、キャンパスにおいて保育士と語る会などを通して、人員補充に努力をしている。 ・限られた人的環境において、職員の勤務シフトの工夫やパート職員の活用により、保育に関わる準備や作業時間、事務時間の確保、休憩時間の確保、会議開催時間の工夫などをして、効率的で働きやすい環境の確保に努めている。また、施設の整備等について社協と連携を図りながら計画的に改善をしていくように努めている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 理念や基本方針の実現に向け、安全、環境、職員、雇用、施設設備の項目に基づいて、具体的な内容を明記し、事業の進捗状況を加味した棚尾保育園の中・長期計画を策定し、必要に応じて職員へ周知している。 事業を進めていく上での収支の裏付けは、必要に応じて見積書を添付している。 ・ 中・長期計画の確実な達成に向けて、見積書などの予算面を中・長期計画に反映させ数値化を図っていくことを期待したい。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 中・長期計画に基づき、保育内容、安全、地域との連携など具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定しているが、収支の数値化までは至っていない。 ・ 中・長期計画の具体的な内容を実現可能とするために、単年度の事業内容をより明確に示し、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育の事業計画や行事計画などの策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を集約したり、反映させたりして策定している。 ・ 実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、次年度の計画に反映するように努めている。			
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 行事計画として、入園のしおりや園だより、ホームページに明記し、保護者には、入園式で資料を配布して事業内容の説明をしている。また、行事内容に対する取り組みや内容をパンフレットにしたり掲示をして保護者に周知をしている。外国籍の家庭には、ルビ付きやポルトガル語での翻訳、翻訳機を用いたりして理解を促すようにしている。 ・ 行事实施後に保護者に向けてアンケート調査を実施し、職員で結果の見直しをしている。保護者には結果を報告している。 ・ 事業計画の主な内容をイラストや写真を用い分かりやすく示したグランドデザイン風の資料を作成し、保護者へ配布したり掲示をしたりして理解を促すような取り組みを期待したい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育の資質向上や保育サービスについて、社会福祉協議会として組織的に第三者評価を順次受審し、課題を改善している。保育所においては、第三者評価受審該当園ではなくても毎年「自己チェックリスト」を活用し、自己評価を行い保育所としての保育の振り返りや保育の傾向をまとめている。また、年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、職員の個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会や園全体で検討する場を設け、園の保育に反映させるようにしている。今後、第三者評価機関の結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。 ・ 過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。			

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・自己評価や目標について、保育所として傾向などをまとめ、結果を分析し課題を示し、改善策を園の保育に反映していく努力をしている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し、年度当初職員会議において口頭で表明をしたり、掲示をして周知を図るように努めている。また、保育園管理案の運営機構に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等については周知をしているが明文化されていない。 ・平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について明文化していくことを望みたい。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手したり、書籍で勉強をし、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関した資料を収集し、リスト化して閲覧できるようにしたり、緊急性や必要性に応じて掲示をし、閲覧の確認をしている。必要に応じて、資料を配布して内容の確認や検討する機会を設け、理解を深めるように努力をしている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、副園長と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。 ・子ども像として、「心も身体も元気でよく遊ぶ子」を掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。 ・『「やってみたい」という意欲、「楽しい、うれしい」という気持ちがたくさんある保育園を目指していく。安心して過ごせる場所を目指していく。』を本年度の重点努力事項に設定し、また、幼児のテーマ「事例を通して、気になる子どもの理解、保育士の援助方法を考える」、乳児のテーマ「ていねいな保育について学び、実践に取り入れていく」を本園の研究テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 職員一人ひとりに、期待する職員像や課題について話し合う機会を持ち、人材育成に努めている。また、個別面談を通して進捗状況を把握したり助言をして、職員一人ひとりの意識やモチベーションを高め、知識や経験等に応じて具体的な目標を設定して保育が行えるような取り組みをしている。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	⑥	・ b ・ c
<コメント> ・ 市や社会福祉協議会の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。また、臨時職員も研修に参加できるように配慮している。 ・ 技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a	・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・ 園内においては、『事故対応訓練「痙攣時、水遊び、誤嚥等」を通して緊急時の適切な対応を身につける』、『園内公開保育を通して、子どもの発達に合った環境構成や子どもが生き生きと意欲的に遊べるための遊びの展開、保育士の関りについて学ぶ』を保育園の全体研究テーマに掲げている他に、幼児の研究テーマと乳児の研究テーマを設け保育の目的に応じた研修を実施している。また、社会福祉協議会主任児童専門員の指導の下に実施される公開保育や、保育園内での公開保育も実施し、保育の質や保育士の力量などの向上に繋げている。 ・ 研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。 ・ 研修成果の評価や分析、職員一人ひとりの知識、技術水準、習熟度などの状況が把握できる報告書作成の検討も期待したい。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑥	・ b ・ c
<コメント> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取り交し、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われるようにしている。 ・ 実習生の意向や自己課題を聞き、実習生自己評価票を用い課題達成に向けた指導を行い実習生の育成を行うようにしている。施設長や副園長を実習指導者として保育実習指導担当保育士も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。 実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c	
<コメント> ・ ホームページや保育園管理案、重要事項説明書、パンフレット、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。また、保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布をしたり、アンケートを実施し、結果を紙面で報告している。 ・ 苦情・相談の体制についても、掲示板や園内に掲示し、保護者や地域に公表している。また、保護者から受けた相談など、必要に応じて担当課に報告をするようにしている。 ・ 第三者評価受審について、保護者に公表をしている。受審結果についての公表を予定している。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事等で明示したり説明をしたりして、保育所の存在意義や役割を明確にしていくように努めている。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c	
<コメント> ・ 社会福祉協議会や行政の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては保育園管理案や保育の全体的な計画に位置付け、実践活動として実施している。 ・ 施設長は青少年育成会議、交通安全クラブなど地域の会合や公民館行事、地域の祭礼に出席をし、学校関係者や民生委員、町内会総代など地域の代表との情報交換をし地域との関わりを図るように心がけている。また、地区行事にボランティアとして協力をしたり参加をしたりして、地区の住民との繋がりを持てるように努めている。毎月、主任児童委員の訪問があり、子どもや地域についての情報交換をし地域との関りを図るようにしている。 ・ 公民館祭りに園児の作品の展示をしたり、夏祭りや運動会など保育園行事に地域の老人会や人々を招待して交流を図り、保育園や子どもの理解を得る機会としている。また、地域の老人会との交流であるふれあい農園で玉ねぎやさつま芋などの収穫体験をしたり、農業活性化センターあおいパークでの大根や人参などの収穫体験を通して地域との関りを大事にしながら交流を図るようにしている。 ・ 市内や市外の中学校との職場体験の受け入れや小学校見学を通して学校との交流を図っている。また、社会資源の情報提供として、地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動をしている。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・ 受け入れマニュアルや登録簿を整備し受入体制を整え対応している。 ・ 中・高校生などによる保育ボランティアや職場体験などの受け入れをし、子どもとの遊びや教材作り、環境整備などを行っている。また、企業による作業ボランティアも受け入れ、ペンキ塗りや除草作業などを行っている。 ・ 保育園管理案の運営機構にはボランティア受入担当者が明示されていないので、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、ボランティア受入担当者を明示し、マニュアルに基づいてボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。			

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 担当課を初め医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。 ・ 保護者にはファミリーサポートや療育センター等の資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a	・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 地域や校区で定期的に行われる会議や地域行事などに出席すると共に老人会などの交流、主任児童委員の来訪、園庭開放などは地域との情報交換の場となっており、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 未就園児の親子を対象とした園庭開放の実施や園見学、子育て支援に関わる電話相談などを実施している。また、必要に応じて休日保育やファミリーサポートなど保護者に紹介している。 ・ 保育園に子育て支援センターが併設され、子育てに関する情報や遊びの提供、講師によるリズム遊びや保健師による離乳食相談などを行い、地域の子育ての拠点として機能している。 ・ 保育園や地域の親子を対象とした相談事業や食物アレルギーを有する子どもへの家庭支援など入所している親子を対象とした事業を実施している。 ・ 災害時における帰宅困難時の水や食料などの備蓄品も備えている。 ・ 地域の公民館などを利用して出前講座などを開催し、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けていくことを期待したい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ ・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、保育室や職員室に掲示し、職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、倫理綱領、保育指針における人権に関する事項などを読み合わせ、子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。 ・ 子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて人権保育や人権保育指針などを基にして共通理解を持つように努めている。 ・ 子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。 ・ 保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。			

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、社会福祉協議会のマニュアル「人権保護について」、「性差について」、「プライバシー保護」などを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをしたりして、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 ・ 排泄や着替えなどの生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。 ・ 子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、多国籍の入所に伴う文化や習慣、地域状況、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項等に基づき、既存のマニュアルや規定の見直しを図り、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。 ・ 保育園の園紹介パンフレットを市役所や子育て支援センター、公民館などに設置し、情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。		
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 入園説明会において、入園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報等を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・ 保育所利用の終了後も、子どもや保護者などが相談を希望した場合のために、保育終了後も相談等に応じることを口頭で説明をし、年2回園だよりで周知を図っている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・ 運動会や生活発表会などの行事参加、保育参加などの機会を設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施し分析結果を文書で公表している。毎月園だよりを発行し、保育や子育て、地域との関りなどを伝え保護者の意向や満足度を確認する機会としている。また、個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者会への出席などを通して意向を把握するようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ話を聞いたり相談にも応じている。外国籍の保護者には必要に応じて市の通訳を介して意向を把握したり、ポкетークを用いて対応をしている。 ・ 得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ ・ 苦情解決の体制が確立され、市の苦情意見対応マニュアルも策定されている。重要事項説明書や入園のしおり、園だよりに明記し、掲示板にも掲示し周知を図っている。また、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・ 苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。			
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ ・ 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べるができることを園だよりに明記し、口頭でも保護者に周知している。 ・ 登降園時に門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。意見箱も設置し、自由に投稿できるようにしている。また、相談者のプライバシーを配慮し、相談環境を整え受けようようにしている。相談記録に記載し、内容によっては職員間で共通理解をしている。			
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアル等は整備されていないが、書面に記録している。また、日常的なコミュニケーションによる平易な事項等について、口頭での報告や必要に応じてノートに記録をするようにしている。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 ・ 保護者からの相談等については、対応の差異などが生じないように対応マニュアルを整備して事項を共有し、迅速な対応をしていくことを期待したい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉕ ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・ 事故発生時の対応や不審者対応等について、市や社会福祉協議会の安全に関するマニュアルを基に、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行ったり、不審者対応の引き取り訓練を実施し、園児の安全確保を心がけている。 ・ 事故や怪我の発生時だけではなく、子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討し、安全への配慮や事故防止に努めている。 ・ 事故防止チェックリストなど施設遊具や保育環境等の安全に関する各種のチェックリストがあり、チェックリストを基に子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解を図っている。また、チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。 ・ ヒヤリハット事例について検討をし、怪我の状況や危険個所などの分析をしてデータを取り、安全の確保や危険予知などの共通理解を深めるようにしている。また、遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。			

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① . b . c
＜コメント＞ ・市や社会福祉協議会のマニュアルを基に、感染症に関しての予防や発生時マニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発刊されている。 ・保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、嘔吐物処理セットや嘔吐缶を各保育室やトイレ、遊戯室、職員室などに用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。 ・食中毒は、対応マニュアルに従い、担当課や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。 ・コロナウイルス感染症対策として、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応を検討して環境を整えている。食事時に距離間が保てるように席の工夫をしたりアクリル板を導入して黙食に心がけている。空気清浄機や加湿器、サーキュレーターなどを整え対応に心がけている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	① . b . c
＜コメント＞ ・市や社会福祉協議会のマニュアルを基に、災害発生時の対応や体制が明確に示された保育園のマニュアルを整備し、災害時に対応できるようにしている。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。園舎の耐震対策や防災対策が施されている。 ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て災害時の引き取り訓練の実施や園より碧南市防災メールのテスト配信を行い災害時のシミュレーションを行っている。 ・保育園を含む地域が津波災害の想定地区であり、火災や地震、風水害に加えて津波による災害年間計画を策定し、垂直避難などの訓練も実施している。 ・災害発生時における保護者の帰宅困難の対応時に備え社会福祉協議会管理の下に、水や食料、毛布などの備蓄保管や備蓄の種類、数量、保管場所などのリストなどを明確にしている。また、アレルギー対応として、アレルギーのある子どもには、避難時に目印となるよう赤色のビブスを着用し、安全の確保をしている。		

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。		保40	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 標準的な保育の実施方法が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		保41	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 保育の記録や保育計画、指導計画等は、年度当初、年度末等定期的に検証し見直しがされている。また、他の標準の実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証なども、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。		保42	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や障がいのある子どもについては、個別の指導計画を策定している。			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。		保43	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。		保44	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 保育の記録や保育所児童保育要録の内容や書き方に差異が生じないように手引き書を参考にして記載し、施設長や副園長が点検や指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。		保45	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・ 子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をしたり、ガイドラインなどで周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画の作成をしている。	保46	a ① b c	
<コメント> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、地域の実態等を考慮した棚尾保育園の保育課程が編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「子どもの人権や主体性を尊重し、保護者から信頼され地域から愛される保育園をめざす」を理念として、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。また、幼児について「事例を通して、気になる子どもの理解、保育士の援助方法を考える」、乳児には「ていねいな保育について学び、実践に取り入れていく」を保育園の研究テーマに掲げ、保育計画に基づいて保育の展開をしている。 ・ 入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮した保育課程を職員参画の下で編成している。また、定期的に評価し、評価に基づき改善を図っている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ② b c	
<コメント> ・ 鉄筋コンクリート2階建に改築し40年が経過し、各所に老朽化が目立つ中で、室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように点検設備し、環境を整えて安全への工夫をしている。 ・ 保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・ 生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・ 屋外の遊具や砂場などは、定期的に点検をしたり修繕をしたりして安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。0・1・2歳児が安心して遊べる専用の園庭やテラス、遊具なども設置されている。 ・ 子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が子どもの身近にいて穏やかに応じている。 ・ 保育室から屋外を一望でき、広い園庭の活動状況も把握でき安全性も確保されている。			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ③ b c	
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するようにし、笑顔で対応するように努めている。また、保育のチェックリストを用いて、保育士の言動を振り返る機会としている。			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ④ b c	
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。 ・ 手洗いや歯磨き、トイレなどの手順を、子どもに分かりやすいような図式を取り入れた方法で掲示し、視覚から身につけられるように工夫をしたり、保育士がモデリングを示すようにしている。			

A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ・自然発生的に異年齢で遊んだり、遊びや生活を通して意図的に異年齢で交流できるような環境や保育の内容を設定し、異年齢の関わりを大切にしている取り組みをしている。 ・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。木製の大型遊具での遊びは冒険心をくすぐる人気の遊び場となっている。 ・園庭には四季を感じる樹木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。カブト虫やメダカなどの飼育や、草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、食育計画を基に、夏野菜などの収穫体験、玉ねぎやとうもろこしの皮むきやそらまめのさや取りなどを取り入れた保育に取り組んでいる。 ・公民館に園児の作品を展示したり、遊びや玉ねぎ、さつま芋などふれあい農園での収穫体験を通して老人会と触れ合いを図っている。また、公共のバスを利用して交通公園や水族館へ行ったり、農業体験施設で大根や人参の収穫体験をするなど、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関われるようにしている。 ・小学校とは小学校見学などを通して交流を図るようにしているが、コロナ禍においては、ビデオを通しての交流が図れるように心積もりをしている。 ・地域の人々を招いて実施している夏祭りには、5歳児が考えたお化け屋敷で主体的に活動する姿は、4歳児など年下の子どもの憧れともなっている。また、臨海公園や明石公園への遠足、消防署見学での地震体験など5歳児ならではの活動として年下の子どもの憧れとなっている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> ・安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを実施している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。明るく広々とした乳児室は、個々の生活や遊びのリズムに合わせて、ゆっくりと遊べる場ともなっており、工夫された手作りおもちゃや、生活用具が設置されている。 ・床暖が設置され、沐浴室やトイレも安全に使えるように工夫をし、快適な環境に近づけるような努力をしている。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・1、2歳児の保育室は、子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。また、2歳については、3歳児移行を見越して、幼児の遊びや集会への参加を無理なく経験できるようにしている。 ・トイレ環境は安全に使えるように工夫をし、快適な環境に近づけるような努力をしている。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
〈コメント〉 ・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・それぞれの年齢の発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。また、5歳児は遊びの中で、表現遊びや体育的要素の遊び、楽器などの表現的遊びについて、子どもが自信を持ってチャレンジし、楽しみながら課題に挑戦するようにしている。 ・コロナ禍においては、4歳児の子ども集団の密集回避を図るため、2クラスを使用し遊びや生活の場としている。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
〈コメント〉 ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、言語聴覚士や作業療法士の訪問や指導、助言なども受けている。 ・気になる子や特別支援を要する子どもの保育については、個別指導計画に基づいて保育を行い、クラスの指導計画の中に活動や人との関りなどを位置づけ、クラスの一員として生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。また、保育士間での保育方法の共有や子ども集団への参加などについて相互に検討する機会を図ったり、気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中に位置づけられ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で整合性のある内容になるような工夫をしている。 ・保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、必要に応じ保護者に同意を得て専門機関への同行も可能としている。		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉞ ・ b ・ c
〈コメント〉 ・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書やホワイトボードなどで明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。長時間保育の補食としてジュースやパンなどを提供している。 ・保護者への連絡は、口頭や連絡メモなどの文書、電話または、状況に応じて直接施設長や担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・ 小学校の見学会の機会などを設け、小学校への期待が持てるような活動を取り入れているが、コロナ禍においては、ビデオで学校の紹介を予定としている。 ・ 入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校・中学校との合同会議や研修などに参加する機会がある。 ・ 保護者には保育参観で子どもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① a ・ b ・ c
<コメント> ・ 健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等について記録をし、状況について職員間で共有している。乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・ 保育時間内での体調の変化については施設長、副園長、看護師、担当保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	② a ・ b ・ c
<コメント> ・ 健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を記載して保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・ 健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗いやうがいなど保育の場面に反映させている。歯科衛生士の協力を得て歯磨き指導や希望者にはフッ素の塗布を実施している。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	③ a ・ b ・ c
<コメント> ・ アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て保護者、施設長、副園長、また状況に応じて栄養士を交え面接を行っている。 ・ 給食実施においては保護者や施設長、副園長を交え、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、調理員と連携し除去食や代替え食の対応をしている。また、日々の保育では、施設長や副園長、調理員、担当保育士が綿密な連携を図り食材や食器、トレイ等のチェックなどをし対応をしている。アレルギーの症状に応じて、職員の見守りを受けながら食事をしている。 ・ 会議等で全職員にアレルギー疾患についてマニュアルに基づいて必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。エビペンの必要な子どもには、マニュアルに基づいて保護者より預かりをしている。また、職員に対しては、エビペンの使い方や誤食時の対応などについての研修や訓練を実施している。		

A-1- (4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		保60	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・ 老人会とのふれあい農園での玉ねぎやさつま芋、農業収穫体験施設で大根や人参の収穫体験をしている。保育園の菜園ではピーマンやなすなど夏野菜の栽培や収穫をしたり、トウモロコシの皮むきやソラマメなどのさや取りなどの体験をしたり、収穫物を持ち帰り家族で食する機会などを作っている。また、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した毎月の献立表を配布したり、サンプルを掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。 ・ 食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。コロナ禍においては、アクリルの仕切り板や座る位置を工夫し、黙食に心がけ食事をするようにしている。			
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		保61	② ・ b ・ c
<コメント> ・ 社会福祉協議会の管理栄養士による献立に基づいて、自園で調理をしている。年齢や行事、季節感のある献立や、郷土の食材を生かした人参ドーナツやゼリー、人参ごはんなども人気のメニューであり、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。 ・ 0歳児から1歳半の子どもについては、初めて食べる食物調査を実施し、食の安全に配慮して安心して食事ができるようにしている。 ・ 職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、調理員と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。 ・ 衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		保62	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 入園式や父母の会総会、行事、保育参観、懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。また、日々の保育内容や子どもの様子について、掲示板に記載したり写真を掲示している。 ・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。			
A-2- (2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		保63	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーや支援機関、専門機関などと連携を取るようにしている。 ・ 意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	・ b ・ c
<コメント> ・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。			